

市営住宅入居資格の要件見直し(案)

●単身入居要件【市営住宅条例の改正】

現行基準	見直し案
(1) 60歳以上の者 (2) 障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度 イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度 ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度 (3) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 (5) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者 (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止等法」）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	・現行基準（1）～（8）の方に加え、「エレベーターがない棟の3階以上にある住戸」であれば、60歳未満の方にも単身入居を認める。（但し、学生等の被扶養者は除く）